

岩手県告示第464号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成28年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 大股川

2 指定区間

- (1) 左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先（高屋敷橋上流400m）から気仙郡住田町世田米字川口30番6地先（気仙川合流点）まで
- (2) 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先（高屋敷橋上流400m）から気仙郡住田町世田米字大渡6番地先（気仙川合流点）まで